

吸収分割に関する事後開示書面

((吸収分割会社) 会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示書面、
(吸収分割承継会社) 会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示書面)

(吸収分割会社)

東京都千代田区三番町 6 番 3 号

SOLIZE Holdings 株式会社

代表取締役社長 CEO 宮藤 康聡

(吸収分割承継会社)

東京都千代田区三番町 6 番 3 号

SOLIZE PARTNERS 株式会社

代表取締役社長 井上 雄介

SOLIZE Holdings 株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）と SOLIZE PARTNERS 株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2025 年 2 月 14 日付けで締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025 年 7 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社がそのエンジニアリング・マニュファクチャリング事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により承継させました。

つきましては、法令の定めに従い、本書面を当社本店に備え置くことといたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2025 年 7 月 1 日

2. 吸収分割会社（SOLIZE Holdings 株式会社）における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過（吸収分割の差止請求）

会社法第 784 条の 2 の規定により、吸収分割会社に対し、本吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割会社は、会社法第 785 条第 4 項の規定に基づき、2025 年 6 月 2 日付けで株主に対する公告を行いましたが、吸収分割会社に対し、株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

本吸収分割においては、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権が存在しないため、会社法第 787 条の規定による手続を行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

吸収分割会社は、吸収分割承継会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続を行っておりません。

3. 吸収分割承継会社（SOLIZE PARTNERS 株式会社）における法的手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（吸収分割の差止請求）

会社法第 796 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割においては、吸収分割会社が吸収分割承継会社の唯一の株主であって会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社であるため、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 5 月 12 日付けで官報公告を行いました。なお、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。なお、吸収分割承継会社には、知っている債権者は存在しないため、各別の催告を行っておりません。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 7 月 1 日をもって、吸収分割会社から、吸収分割会社とそのエンジニアリング・マニュファクチュアリング事業に関して有する権利義務を、本吸収分割契約の定める範囲において承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割の効力発生日である 2025 年 7 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. その他重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。